



町又は字の名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 17 年 11 月 1 日から、本市の町又は字の名称を次のとおり変更するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 1 日

高岡市長職務執行者 石 澤 義



町又は字の名称の変更に関するもの

合併前の町名	変更前の町・字の名称	変更後の町・字の名称
西礪波郡福岡町	赤丸	福岡町赤丸
	荒屋敷	福岡町荒屋敷
	一步二歩	福岡町一步二歩
	入会地	福岡町入会地
	上田新	福岡町上田新
	上野	福岡町上野
	江尻	福岡町江尻
	大滝	福岡町大滝
	大野	福岡町大野
	開葎	福岡町開葎
	上蓑	福岡町上蓑
	上向田	福岡町上向田
	加茂	福岡町加茂
	木舟	福岡町木舟
	小伊勢領	福岡町小伊勢領
	小野	福岡町小野
	五位	福岡町五位
	西明寺	福岡町西明寺
	下老子	福岡町下老子
	下蓑	福岡町下蓑
下蓑新	福岡町下蓑新	
下向田	福岡町下向田	

澤川	福岡町澤川
高田島	福岡町高田島
竹山新	福岡町竹山新
土田新	福岡町土田新
土屋	福岡町土屋
栃丘	福岡町栃丘
鳥倉	福岡町鳥倉
西	福岡町西
西川原島	福岡町西川原島
花尾	福岡町花尾
馬場	福岡町馬場
福岡	福岡町福岡
福岡新	福岡町福岡新
藤岡新	福岡町藤岡新
本領	福岡町本領
舞谷	福岡町舞谷
三日市	福岡町三日市
蓑島	福岡町蓑島
向野新	福岡町向野新
柳川	福岡町柳川
矢部	福岡町矢部
八日市島	福岡町八日市島